新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第70号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の項の表示に下線が引かれた表の項（以下「移動表項」という。）を当該移動表項に対応する次の表の改正後の欄中表の項の表示に下線が引かれた表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の項の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th colspan="2">改　　正　　後</th><th colspan="2">改　　正　　前</th></tr>
<tr><td colspan="2">（市町村が処理する事務の範囲）
第３条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
（略）
２　条例<u>別表第３号の表23の項第20号</u>に規定する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
（略）
３　条例別表第５号の表４の２の項第５号に規定する興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
新潟県興行場法施行細則（昭和59年新潟県規則第89号）第５条の規定による変更等の届出の受理
４　条例別表</td><td colspan="2">（市町村が処理する事務の範囲）
第３条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
（略）
２　条例<u>別表第３号の表24の項第20号</u>に規定する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
（略）</td></tr>
</table>

第７号の表13の項第20号に規定する森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	（昭和53年新潟県規則第73号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第14条の規定による登記完了の届出の受理（生産森林組合に係るものに限る。次号において同じ。） (2) 規則第15条の規定による総会等の終了の届出の受理		
5　（略）	（略）	3　（略）	（略）
6　（略）	（略）	4　（略）	（略）
7　（略）	（略）	5　（略）	（略）
8　（略）	（略）	6　（略）	（略）
9　（略）	（略）	7　（略）	（略）
10　（略）	（略）	8　（略）	（略）

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第３条の表２の項の改正は、公布の日から施行する。